

エコ農業茨城地区評価認定要領

(目的)

第1条 この要領は、エコ農業茨城に取り組む地区を、取り組みの度合いに応じて評価認定するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 「地区」とは、農業集落、土地改良区、生産組織の活動区域等、一定のまとまりを持ってエコ農業茨城の活動に取り組む区域とする。
- (2) 「活動組織」とは、エコ農業茨城の活動を主体となって行う組織で、代表者の定めがあり、販売農家が含まれているものとする。
- (3) 「エコ農業開始地区」(以下、「開始地区」という)とは、地区の資源や環境を保全する活動とあわせて、土づくりや効果的な施肥等に地域ぐるみで取り組む地区で、第3条第1項に定める認定要件に適合するものと認定された地区とする。
- (4) 「エコ農業展開地区」(以下、「展開地区」という)とは、開始地区において、さらに環境にやさしい営農活動等に取り組む地区で、第3条第2項に定める認定要件に適合するものと認定された地区とする。
- (5) 「エコ農業優良地区」(以下、「優良地区」という)とは、エコ農業茨城の活動を発展させ、他の模範となるような優れた活動に取り組む地区で、第3条第3項に定める認定要件に適合するものと認定された地区とする。

(認定要件)

第3条 開始地区の認定要件は、以下のアからエを全て満たしているものとする。

ただし、農地・水保全向上対策に係る協定を市町村長と締結している組織が活動範囲としている地区は、アとウの要件は既に満たしているものとみなす。

ア 活動組織が結成されていること。

イ 活動組織に属する農業者は、「茨城県環境と調和の取れた農業生産活動(エコ農業)規範(平成20年4月1日付け農産52-1号、以下「規範」とする)」に基づく農業の実践に努めていること。

ウ 活動組織の代表者と活動組織の存する市町村長との間で、組織の活動方針や市町村の役割を定めたエコ農業茨城の推進に係る協定を締結していること。(参考様式第1号：エコ農業茨城協定書)

エ 活動組織が行うエコ農業茨城の活動に、区域内の販売農家の概ね3分の2以上が参画もしくは協力していること。

2 展開地区の認定要件は、開始地区において、活動組織に属する農業者が、別記1の取り組みを1つ以上実施しているものとする。

3 優良地区の認定要件は、展開地区の範囲において、次のアからオを満たすとともに、別記2の目指す方向の必須項目を1つ以上実施し、かつほかの目指す方向や選択項目から2つ以上を実施しているものとする。

ア 活動組織のエコ農業茨城の取り組みに係る活動拠点があること。

イ 活動組織の環境保全に対する目標が明確であること

ウ 活動組織が取り組んでいる環境に優しい営農活動や環境保全活動について、地域環境に対する評価が行われ、数値化など客観化されていること

エ 地域の農業振興や環境保全に対する今後の発展方法が明確であること

オ 活動組織の取り組みが地域農業の活性化に貢献していること

(開始地区の認定等)

第4条 開始地区の認定を受けようとする活動組織の代表者は、組織の存する市町村長に、開始地区の認定申請を申し出る。

市町村長はそれを取りまとめ、認定申請書（様式第1-1号）を作成し、第3条第1項ウに規定する協定書の写しを添付して、農林事務所長（以下、「所長」という。）を経由し、茨城県知事（以下、「知事」という。）に申請する。

- 2 知事は、市町村長から申請があったときは、その内容を精査し、第3条第1項の要件に合致する場合は、開始地区として認定する。

（展開地区の認定等）

第5条 展開地区の認定を受けようとする活動組織の代表者は、組織の存する市町村長に、展開地区の認定申請を申し出る。

市町村長は、それを取りまとめ、認定申請書（様式第1-2号）を作成し、所長を経由して知事に申請する。

- 2 知事は、市町村長から申請があったときは、その申請内容を精査し、第3条第2項の要件に合致する場合は、別に定めるエコ農業茨城地区認定審査委員会（以下、「委員会」という。）の審査を踏まえ、展開地区に認定する。

（優良地区の認定等）

第6条 所長は、優良地区として、第3条第3項に規定する要件を満たし、適格と認められる地区について、その活動区域の存する市町村長と十分協議の上、推薦書（様式第1-3号）及び推薦書添付書類（様式第3号）を作成し、別に定める期日までに、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、所長から推薦があったときには、その内容を精査し、第3条第3項の要件に合致する場合は、委員会の審査を踏まえ、優良地区に認定する。

（認定証の交付及び通知）

第7条 知事は、地区認定を行ったときは、活動組織の代表者に対し、市町村を通じて速やかに認定証（様式第2号）を交付するものとする。

また、認定を行わなかった場合については、その理由を付して、市町村を通じ活動組織等に通知するものとする。

市町村長は、認定を受けた後、速やかに地区管理台帳（参考様式第2号）を作成し、所長に報告するものとする。

（認定の有効期間及び認定の取消）

第8条 地区認定の有効期間は認定した日から協定期間の最終日までとする。ただし、協定期間は、協定締結の当事者から申し立てがない場合は、当該協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

- 2 知事は認定の有効期間中に、地区が明らかに認定要件を欠くにいたったと認められるとき、又は地区の活動組織の代表者あるいは市町村長から認定を取り消すべき旨の申し出があり、その理由が相当と認められるときは、認定を取り消すことができるものとする。

（認定地区の公表）

第9条 知事は地区認定を行ったときは、速やかに公表するものとする。

付 則

1 この要領は、平成25年4月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 改正前のエコ農業茨城地区評価認定要領に基づき、エコ農業開始地区、エコ農業展開地区、エコ農業優良地区、として既に認定された地区は、当該要領に基づき認定されたものとみなす。

3 改正前に締結されたエコ農業茨城の推進に係る協定は、この当該要領に基づき締結されたものとみなす。

【別記 1】

	取組み
1	化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減した栽培の実施
2	不耕起・冬期湛水の実施
3	家畜排せつ物処理施設の高度化（恒久施設化）
4	たい肥の散布や飼料用稲の生産作業を請け負うコントラクターの結成
5	たい肥を利用した飼料用稲等自給飼料の作付け
6	平地林・里山の下草刈り・間伐などの実施
7	特定の消費者と農業者の合意による環境にやさしい栽培の実施
8	エコ農業体験ツアーの開催
9	魚道設置など、水生生物のための水田と水路等の連続性の確保
10	循環かんがいの実施

*それぞれの取組みの具体的内容と要件は別記3のとおりとする。

【別記 2】

目指す方向	必須項目
地域資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ○家畜排せつ物処理施設の高度化 ○たい肥を利用した飼料用稲等自給飼料の作付 ○水質モニタリング
都市農村交流	<ul style="list-style-type: none"> ○整備された環境を活用したエコ農業体験ツアー等の開催 ○エコ農業体験農園の設置
生物資源保全	<ul style="list-style-type: none"> ○化学合成農薬及び化学肥料を慣行の5割以上削減した栽培 ○たい肥の適正使用 ○生物モニタリング

選択項目
<ul style="list-style-type: none"> ○たい肥散布や飼料用稲の生産作業を請け負うコントラクターの結成 ○生ゴミ，落ち葉等のたい肥化及び利用 ○循環かんがいの実施 ○平地林・里山の下草刈りや間伐などの実施 ○特定の消費者と農業者の合意による環境にやさしい栽培の実施 ○不耕起，冬期湛水の実施 ○魚道設置など，水生生物のための水田と水路等の連続性の確保

*それぞれの取組みの具体的内容と要件は別記3のとおりとする。

【別記3】

	取り組み	具体的内容	要件
1	化学合成農薬及び化学肥料を5割以上削減した栽培の実施	化学合成農薬及び化学肥料を5割以上削減した栽培を実施する地区とする。	1戸以上でいばらきエコ農産物の認証を受けた農産物を生産すること
2	不耕起・冬期湛水の実施	不耕起・冬期湛水を実施する地区とする。	1戸以上で実施すること
3	家畜排せつ物の処理施設の高度化（恒久施設化）	家畜排せつ物処理施設が設置されている地区とする。	地区の活動組織に参画する畜産農家すべてにおいて、家畜排せつ物法第3条第1項の管理基準を満たす施設とする。
4	たい肥の散布や飼料用稲の生産作業を請け負うコントラクターの結成	たい肥の散布や飼料用稲の生産作業を請け負うコントラクター組織が結成されている地区とする。	地区内を活動範囲に含めるコントラクター組織があり、たい肥散布や飼料用稲を併せて10ha以上請け負っていること
5	たい肥を利用した飼料用稲等自給飼料の作付け	活動組織の構成員が、たい肥を利用した飼料用稲等自給飼料の作付けを行う地区とする。	飼料用稲等自給飼料の作付けにおいて施用する窒素量の30%以上を地区内のたい肥で代替すること。
6	平地林・里山の下草刈り・間伐などの実施	ほ場に隣接する平地林や里山やその周辺において、下草刈り、除伐、間伐などの維持管理作業を行うこと	概ね5a程度以上実施すること
7	特定の消費者と農業者の合意による環境にやさしい栽培の実施	消費者と農業者の契約栽培により、特別栽培や有機栽培などの環境にやさしい栽培を実施する地区とする。	5名以上の消費者と契約栽培を締結すること
8	エコ農業体験ツアーの開催	消費者や子供会などを招き、環境にやさしい農業の一部分あるいは全部を体験できるイベントを開催する地区とする。	消費者については20名以上、子供会については2団体以上が参加すること
9	魚道設置など、水生生物のための水田と水路等の連続性の確保	魚道設置や水田の水路などに連続性を持たせることによって、水生生物の生息環境改善に取り組む地区とする。	地区において排水路と水田間の段差をなくすための魚道等を1カ所以上設置すること。
10	循環かんがいの実施	地区内排水路の流末に設けた排水路等に循環かんがいポンプを設置し、パイプライン等を通じて地区内の水田からの排水を再度同地区で利用すること	概ね10ha以上実施すること。
11	生ゴミ、落ち葉等のたい肥化及び利用	地区における資源循環を推進するために、家庭からの生ゴミや平地林・里山の落ち葉等を収集し、たい肥化し、作物生産に活用すること。	地区内でできる生ゴミや落ち葉等の収集やそのたい肥化について組織的な運営体制があるものとし、生産されたたい肥を地区内で活用すること。
12	エコ農業体験農園の設置	特別栽培や有機栽培などの環境にやさしい農業の体験ができる農園を設置すること。	概ね10a程度以上の規模を有すること
13	水質モニタリング	地区の水質の動向を把握するため、調査を行い、その記録管理を行うこと	継続的に調査し、かつ調査結果に基づき、改善計画を添付すること。
14	生物モニタリング	地区における生態系保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の動向を調査すると共に、その記録管理を行うこと。	継続的に調査し、かつ調査結果に基づき、改善計画を添付すること。
15	その他	特筆すべき環境にやさしい営農活動や環境保全活動を通じた地域農業の活性化に貢献する活動を実施すること。	委員会で認められること。